

秋田県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
令和7年2月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般県道	千畑大曲線	大仙市太田町字俣下川原16番7地先から大仙市太田町羽見内49番1地先まで

2 供用開始の期日 令和7年2月7日（金）

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- （1）場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- （2）期間 令和7年2月7日（金）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）